

機能性表示食品制度における  
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会  
第11回議事録

消費者庁食品表示企画課

第11回 機能性表示食品制度における  
機能性関与成分の取扱い等に関する検討会  
議事次第

日 時：平成28年11月25日（金）14：00～15：18

場 所：TKP赤坂駅カンファレンスセンター ホール13A

- 1 開会
- 2 報告書（案）について
- 3 その他
- 4 閉会

○寺本座長 定刻になりましたので、ただいまから第11回「機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会」を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しいところをお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の委員の出欠状況でございますが、上原委員、戸部委員、森田委員が御欠席と伺っております。また、田口委員は若干遅れていらっしゃるかと伺っております。

続きまして、消費者庁食品表示企画課の赤崎課長、配付資料の確認をどうぞよろしくお願いいたします。

○赤崎食品表示企画課長 資料の確認をさせていただきます。

議事次第、機能性表示食品制度における機能性関与成分の取扱い等に関する検討会報告書（案）、以上でございます。不足等がございましたら、御連絡願います。

○寺本座長 それでは、カメラ撮影の方につきましては御退席をお願いいたします。また、報道関係の方も傍聴席にお戻りいただきますようお願いいたします。

（報道関係者、退席・移動）

○寺本座長 それでは、議事に移らせていただきます。本日は検討会の報告書の取りまとめを行いたいと思います。これまで検討会において取扱い（案）として議論し、御意見をいただいたものを事務局のほうで検討会報告書（案）として用意していただきました。

では、報告書（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○清野課長補佐 お手元に報告書（案）を御準備いただければと思います。表紙をめくっていただきまして2ページ目に目次を記載しております。

3ページは「はじめに」ということで、この機能性表示食品制度ができる経緯、そして今回の検討に至った経緯ということ、消費者基本計画のほうに残された検討課題についても施行後速やかに検討に着手すると書かれている部分、あるいは残された検討課題について、報告書の栄養成分、機能性関与成分が明確でないものについての記載を抜粋して書かせていただいております。

それから本検討会が置かれ、全11回にわたり議論を行ったということ。それから、機能性関与成分の取扱いについて消費者の自主的かつ合理的な選択に資するよう、安全性の確保、機能性の表示及び国の関与の観点から検討を行ったということに記載させていただいています。

それから4ページの2「現行の機能性関与成分の考え方」でございます。こちらは現行のガイドラインの中に記載されている考え方を抜粋しております。

3番目「栄養成分の取扱い」でございます。（1）として「基本的な考え方」でございます。この制度が企業等の責任において届け出ることによって食品に健康の維持及び増進に資する特定の保健の目的が期待できる旨の表示を行うことができる制度である。この制度につきましましては、食品の安全性の確保を第一に考慮するとともに、消費者の誤認を招かない自主的かつ合理的な選択に資する必要がある。

次のページでございます。栄養成分の取扱いについては、これらの点を踏まえ、関連する諸制度や関係行政機関によりこれまでに示されている知見との整合性を考慮して検討を行ったこと、そして、今回、糖質、糖類、ビタミン及びミネラルの取扱いについて検討を行った旨を記載しております。

(2)として「糖質、糖類の取扱い」でございます。これまで御議論をいただきました内容について、この中に記載させていただいております。1番目として「対象となり得る糖質、糖類の定義」でございます。主として栄養源（エネルギー源）とされる成分を除いた糖質、糖類について、機能性関与成分となり得るものとするのが適当である。なお、具体的な要件についてはガイドラインにおいて定めることとする。

次に、2)として「安全性の評価」でございます。安全性の評価についてはトクホの関与成分として安全性審査が行われていない糖質、糖類を機能性関与成分として届出をする場合ということで、届出をしようとする食品の喫食実績による安全性の評価に加えまして、最終製品または機能性関与成分における安全性試験の既存情報により安全性の評価を行うことが適当である。また、既存情報では不十分な場合は、届出をしようとする食品の喫食実績による安全性の評価に加え、安全性試験を実施し安全性の評価を行うことが適当である。なお、安全性の評価を行う際には、糖質、糖類の製造方法についても考慮すること。また、当該糖質、糖類のエネルギー量について届出資料に記載する必要があるということで記載をしております。

続きまして、3)「生産・製造及び品質管理に係る事項」でございます。こちらは現行制度と同様に、機能性関与成分の量を第三者の試験機関において実施した分析試験の成績書を添付すること。また、分析方法を示す資料を添付すること、ということに記載しております。さらに糖質、糖類の分析方法については、妥当性が検証され、査読つき論文や公定法など客観的な評価が行われたものが望ましい。

4)「表示に関する事項」でございます。機能性の表示につきましては、現行の評価方法及び表示の範囲と同様とする。ただし、摂取上の注意につきましては、過剰摂取により体調の変化が報告されているような場合についてはその注意喚起を行うこと。また、機能性関与成分である糖質、糖類が主としてエネルギー源となるブドウ糖や果糖とともにシロップとして原材料となっているような場合については、糖類の過剰摂取を招かないよう、摂取する上での注意事項を記載することが適当である。

5)として「情報の開示」でございます。これまで非公開としていた定量方法及び定性方法の分析方法につきましては、原則公開とするということで書かせていただいております。ただし、最終製品から機能性関与成分を抽出する際の条件や、分析機器の溶媒条件等、届出者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分については非公開資料として届け出ること。これらの資料については、消費者庁が分析を行う際に、必要な場合に守秘義務を課した上で分析機関に対し開示できるという形で記載をさせていただきます。

(3) 「ビタミン、ミネラルの取扱い」でございます。ビタミン、ミネラルの機能性表示については過剰摂取の懸念及び健康・栄養政策との整合性の観点、他の制度との関係を踏まえ、現時点において本制度の対象としないことが適当である。なお、ビタミン、ミネラルの機能性の表示については、健康・栄養政策との整合性を図りつつ、まず、栄養機能食品の制度において別途検討すべきである。

続きまして、7ページ「機能性関与成分が明確でない食品の取扱い」でございます。(1)「基本的な考え方」です。こちらの冒頭のところは糖質、糖類と同様に、本制度が届出の制度であるということ。それから、この制度については食品の信頼性の確保の観点から機能性関与成分について、定量確認、そして定性確認が可能なものとされており。

また、食品の表示が健康の維持及び増進に資する科学的根拠に基づく特定の保健の目的のために表示されるということは、消費者の自主的かつ合理的な商品選択の機会の確保にも資する。こうした考えのもとで検討を行ったということで、基本的な考え方を記載しております。

(2) 「機能性関与成分に関する考え方の整理」でございます。機能性の科学的根拠の一部を説明できる特定の成分が判明しているものの、当該特定の成分のみでは機能性の全てを説明することができない「エキス及び分泌物」について、機能性関与成分として取り扱うことが適当である。なお、届出をしようとするエキス等が、科学的根拠が得られたエキス等と同等性が担保されていることが必要である。

また、エキス等は少なくとも1つの指標成分で表示しようとする機能性に係る作用機序が考察されている必要があり、作用機序はin vitro試験及びin vivo試験、または臨床試験により考察されていることとする。

さらに、エキス等の品質保証は同等性を担保することが基本であり、指標成分の定量確認だけでなく、形態学、分析化学、分子生物学等の観点からの基原の保証が必要である。さらに、エキス等の精製過程の同等性の確認も必要である。

また、「エキス」は単一の植物を基原としたものを対象とし、菌を基原としたエキスは対象外とすることが適当である。

(3) 「対象となり得る食品の区分」です。対象となり得る食品は、現行の制度と同様に食品全般とする。

(4) 「機能性関与成分名」です。エキス等を機能性関与成分として届出を行うに当たっては、使用している基原の学名及び部位を届け出るのが適当である。また、エキス等を特徴づける抽出法がある場合は、それを届出資料に記載することができる。ただし、機能性関与成分名は、基原について消費者が理解しやすい名称を用いるのが適当である。

(5) 「安全性の評価」です。こちらは、糖質、糖類と同様に、トクホの関与成分として安全性審査が行われていない場合のことを記載しております。また、届出をしようとする食品と安全性に関する科学的根拠を得た際に用いられた食品について、エキス等の規格の評価、パターン分析等によるエキス等の同等性を評価することが必要である。また、錠

剤、カプセル形状の食品の場合には、崩壊性試験、溶出試験等による最終製品としての同等性の評価を行うことが必要である。これらの分析結果は、届出資料中に記載し公開するのが適当である。

(6) 「機能性の評価」でございます。エキス等を機能性関与成分とする場合の機能性の評価につきましては、現行の制度と同様に、最終製品を用いた臨床試験、最終製品または機能性関与成分に関する研究レビューのいずれかによって評価を行うことが適当である。

ただし、安全性の評価と同様に、届出をしようとする食品と機能性の科学的根拠を得た際に用いられた食品につきまして、エキス等の規格の評価、パターン分析等によるエキス等の同等性の評価を行うことが必要である。また、錠剤、カプセル形状の食品の場合には、崩壊性試験、溶出試験等による最終製品としての同等性の評価を行うことが必要である。これらの分析結果は届出資料中に記載し公開することが適当である。

(7) として「生産・製造及び品質管理に係る事項」でございます。生産・製造及び品質管理に係る事項につきましては、当然、食品衛生法の規定を遵守することとなっておりますけれども、さらに食品の品質管理について機能性の担保の観点から食品のGMPの項目に加えて食品の形態に応じて崩壊性試験や溶出試験、製剤均一性試験などを行って、製造過程の管理方法を届出資料中に記載することが適当である。

また、届出をしようとする食品と安全性及び機能性の科学的根拠を得た際に用いた食品との同等性を確認する手段として、事後的に定性確認及び定量確認が可能である必要があります。そこで、指標成分並びに定性確認及び定量確認について、以下のように取り扱うのが適当である、としております。

指標成分の要件がア、イ、ウとございます。これらを全て満たすように指標成分を設定する。アとして、複数の成分を設定できること。イとして基原等に特徴的な成分であること。ただし、機能性関与成分の対象外の栄養成分でないこと。ウとして、少なくとも1つの指標成分については、エキス等の機能性に係る作用機序についてin vitro試験及びin vivo試験または臨床試験により考察されている成分であること。

②として定性確認です。原材料として用いるエキス等及び最終製品のそれぞれにおいて定性確認を行う。定性確認に求められる事項としては、エキス等の規格の設定、ロット内及び複数ロットでの分析の実施等。③として、定量確認です。現行の機能性関与成分と同様に、最終製品における指標成分の定量分析を実施する。最終製品における指標成分の分析方法の妥当性の検証を行う。

10ページでございます。ロット内及び複数ロットでの分析の実施を行う。なお、分析方法については、査読つき論文や公定法など客観的な評価が行われたものが望ましい。また、定量確認及び定性確認については以下のような事項が考えられるということで、エキス等の定性確認に求められる事項、最終製品の定性確認に求められる事項、最終製品の定量確認に求められる事項について記載をしております。

(8) 「情報の開示」でございます。こちらは糖質、糖類と同様の書きぶりとしてい

ただいております。

続きまして11ページの(9)「その他」でございます。エキス等を機能性関与成分とするに当たって、エキス等の対象となる範囲、安全性及び機能性の評価におけるエキス等の同等性の確認方法、生産・製造及び品質管理の方法、複数のエキス等を機能性関与成分とする場合の同等性の確認方法等に関する具体的な項目については、別途有識者等による意見を踏まえガイドラインの作成を行うべきである。

それから、5として「国の関与」でございます。(1)「消費者庁における体制」です。こちらは検討会でも多くの意見をいただいているところですが、まず、届出の段階で、今回、糖質、糖類、及びエキス等が機能性関与成分となり得ることとなり、届け出られる食品数も一層増加すると考えられます。また、エキス等を機能性関与成分とする食品については新たに提出する資料が増えることが想定されます。このため、これらの確認をより迅速かつ的確に行うため、別途有識者等の意見も踏まえて、届出情報の様式やガイドラインの整備を行うとともに、消費者庁における人員体制及びデータベースの改修などの体制の整備を図るべきである。

また、届け出られた食品の事後的な確認及び監視執行を行うために、消費者庁は人員体制を整備し、研究機関等と連携を行い、計画的、体系的にこれらの業務を行うべきである。これらの体制整備を着実に進めることは、本制度の運用に必要不可欠である。なお、消費者庁のみならず、機能性表示食品にかかわる事業者団体においても、自ら事後的な確認を行うなどの努力が必要である。

続きまして、(2)「健康被害情報の収集・評価」でございます。こちらにつきましては、現行のガイドラインで健康被害情報の収集・評価について項目を示しておりますけれども、届出者が評価の結果、届出食品による健康被害の発生及び拡大のおそれがある場合には、消費者庁へ速やかに報告することとなっております。

本制度は、企業等の責任において安全性及び機能性の科学的根拠を届け出ることによって機能性表示食品としての販売を可能とするものであることから、販売後の安全性の確保を最優先に考える必要がある。そこで、届出者から消費者庁への報告を確実にするために、届出者における有害事象の具体的な判断を行いやすく標準化できるようにすべきであるという形で記載しております。

(3)「消費者教育等」でございます。消費者教育につきましては、消費者基本計画工程表、あるいは第3次食育推進基本計画のほうでバランスのとれた食生活や、あるいは保健機能食品の普及啓発、理解促進というものが記載されているところでございます。また、消費者意向調査の結果から、保健機能食品を認知していても、保健機能食品が疾病の診断、治療、予防を目的としたものではないということを正しく理解している者が5割強にとどまっています。こうした結果から、機能性表示食品を含めた保健機能食品に関する消費者の活用能力(リテラシー)を高めていく必要があります。このような状況を踏まえ、消費者庁は関係府省庁及び関係機関と連携し、消費者が自らの食生活の状況に応じた適切な食

品の選択ができるよう、バランスのとれた食生活の普及啓発、安全性も含めた保健機能食品制度に関する消費者の理解促進に向けた継続的な取組みを推進すべきである、としております。

また、(4)「その他」といたしまして、現行のガイドラインで対象となっている機能性関与成分についても、定性的なパターンが基原に特徴的な成分である場合は、定性分析の方法を求めること、また適切な品質管理が行われるよう、食品の形態に応じ食品のGMPの項目や崩壊性試験などを求めることが適当である。

なお、現行のガイドラインで対象となっている機能性関与成分について、ガイドライン上、定性的なパターンが基原に特徴的な成分である場合は、名称に基原を入れることが適当である。また、分析方法の情報の公開については、現行のガイドラインで対象となっている機能性関与成分についても、原則公開とすることが適当である。

6「おわりに」でございます。本制度が平成27年4月に施行されまして、約500件に達しております。平成27年度に実施した「機能性表示食品に係る機能性関与成分に関する検証事業」における買上調査の結果、機能性表示食品の品質管理上の課題が見られております。本制度は、企業等の責任において届け出る制度であり、消費者の信頼があって初めて成り立ち得る制度である。届出者等には届出前の届出資料の確認、品質管理、事後的な機能性及び安全性に関する科学的根拠の確認など届出者等みずからが倫理観を持って本制度の信頼の確保のために努力することが求められる。また、届出者等は、「健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上の留意事項について」に基づき、容器包装の表示のみならず、広告の適正化に努め、景品表示法及び健康増進法を遵守すべきである。他方、消費者も、自らの食生活の状況に応じて適切な食品の選択ができるように、食品の容器包装の表示内容、消費者庁ウェブサイトで公表されている届出資料及び広告を適切に理解し活用するように努めることが望ましい。最後に、本報告書に基づいて、保健機能食品制度全般の円滑な運用を視野に入れながら、必要な措置が講ぜられることを消費者庁に期待する。

以上でございます。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、この「はじめに」から始まっている文書について、それぞれ各段落に分けて議論していきたいと思っております。

最初に、「1 はじめに」及び「2 現行の機能性関与成分の考え方」についての御意見がありましたら、いただきたいと思っております。いかがでしょうか。ここはこれまでの経緯を整理したものであり、現行の機能性関与成分の考え方も以前から分かっているものであるので、よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○寺本座長 それでは、その次のところ。3番目の、栄養成分の取扱いについて、いかがでしょうか。

○合田委員 後ろのほうですが、5ページの34行目。「糖質、糖類の分析方法については、

妥当性が検証され」とありますが、この文章を読むと「妥当性が検証され」とあって、最後に「望ましい」という形で、「望ましい」のレベルになってしまっている。「糖質、糖類の分析法については妥当性が検証されることが必要であり、査読つき論文や公定法など客観的な評価が行われたものが望ましい」という形に文章を変えていただく必要があると思います。

○寺本座長 確かにそのとおりですね。妥当性が検証されていないものということはありませんので、これは「望ましい」にかかるのではなくて「必要とする」ということですね。よろしいでしょうか。文章の流れとしてもそれでよろしければ、そのように御訂正いただきたいと思います。

ほかに、いかがでしょうか。

基本的な考え方のところ、基本的には安全性の確保を第一にということが一番重要なことなので、ここは非常に強調していただきたいと思います。

○合田委員 議事録に残していただきたいので発言するのですが、5ページの22行目と23行目です。「なお、安全性の評価を行う際には、糖質、糖類の製造方法についても考慮すること」と書いてあるのは、これは私が発言した、糖では合成物の場合の可能性があるので、原則、合成物である必要は求めないという話ですが、結局、合成物だと安全性の考え方は別な考え方をしなければいけないのでこういう文章があるということが、皆さんの統一の了解としてあるということ、そこをこの会議で了解しているということが必要だと思うのです。要するに、ここが書かれているのはそのせいだということです。

○寺本座長 よろしいでしょうか。皆さん、その辺の合意は。

それでは、よろしければその次、今回の主題ですが、機能性関与成分が明確でない食品の取扱いについての御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○合田委員 まず、8ページ目。安全性の評価のところと、その次の機能性の評価のところと、両方あります。まず、8ページの25行目、26行目で「また、錠剤、カプセル形状の食品の場合には」ということが書かれています。「崩壊性試験、溶出試験等による最終製品としての同等性の評価を行うことが必要である」と書いてあるのですが、これ以外の試験というのは余り考えつかないので、これは「等」を外してもよいかと思うのです。要するに、これは最終製品ということを書いていて、ここでは特に製剤学的な同等性を言っているはずなので、そうすると「等」がなくてもいいのではないかと思います。

それに関連して、8番目の脚注です。溶出試験のところ、脚注があるのですが、このところの第2文目、「溶出強度の同等性により製剤としての類似性がわかる」というようなことが書かれているのですが、ここを「溶出プロファイルの比較により製剤としての同等性がわかる」という形に変えていただくのがよろしいのではないかと思います。要するに、溶出試験はもとの、科学的根拠が得られた際に用いられたものと、それから実際に販売されているものについて、両者を比較して、そこで同じ溶出プロファイルがあるということが原則、製剤として同等性であることを示し、そこで言っている最終的なエビデンス

に橋渡しできる同等性があるという意味合いで言っていることだと思います。

○寺本座長 事務局、よろしいですか。文言をまた少し。

○合田委員 それから次に、同じ部分で9ページのところ。ですから、機能性も同じなのですね。9ページの4行目のところも同様に、「崩壊性試験、溶出試験による」として、ここの「等」は外していただく形になると思います。

○寺本座長 これはよろしいですか。ほかに考えられないというか、2つですということ。

○合田委員 このように「等」を入れていると、また何か深読みをして、何かされる人が出てくるのではないかと思って非常に怖いのです。前回の検討会のときにも、何かそういう言葉で意味合いを持たせると、何かいろいろな拡大解釈をされて、いろいろなことが起こるので、具体的にはっきり書いたほうがいいかなと思います。

○寺本座長 確かに、もしも何かほかのことが出てくるとすれば、その時点でそれが本当に妥当性があるかどうかを考えればよろしいわけで、ここでは2つに限定しておくほうが科学的であるかと思えます。

ほかに、いかがでしょうか。

○赤松委員 7ページの17行目、「機能性の科学的根拠の一部を説明できる特定の成分」と書いてありますが、この「一部」というのがどのくらい説明をしているのかという量的なことは届出資料の中では出していただけなのか。そのことについて、ガイドラインに書いてくださるのでしょうか。

○寺本座長 どの程度というのは、何割ぐらいとかという意味でしょうか。

○赤松委員 そうです。あまりにも少ないのであれば、説明できるとは言えないと思います。

○寺本座長 これはやはり、少なくとも、この前の話でも、その全体像としての機能はある程度保たれているということが前提で、その機能の一部を説明できるというように私は考えていたのですが、何割ということを書くことは可能でしょうか。

○合田委員 難しいのではないのでしょうか。私が昔、クラス分けをしたときに、クラス1、2、3とかで、クラス1の部分ぐらいだったら5割ぐらいはいけますよねとか、その辺は言えるかもしれませんが、それ以外のレベルのほうが多分多いですね。クラス2ぐらいになってしまうと、もう、関与成分ではあるだろうというところまでは言えるけれども、そこから先、数値化は難しいのではないのでしょうか。結局、数値化をしようと思うと、動物試験か何かをやって、そのものの生理活性が出ていて、この入っている量でやったら生理活性がどのくらい出るかという話になりますが、それは量が少ないから出ないから、では3倍量を入れてちょうど出るのだったら、それは3分の1でという評価をするのか、何か多分そういうことをしなければいけなくなりますよね。そこはかなり難しいと思いますね。動物試験そのものが、活性とパラレルかどうかというのもまだ言えなくて、そこは一つの問題ですよ。

○寺本座長 そうですね。

○佐々木委員 そのことに関して、そもそも機能性関与成分が明確でないわけですから、全体の分母に対してこの分子が明確でないわけですから、その比率を示すところは、理論的、技術的に不可能であるとしか答えようがないと思います。

そうしますと、この文章自体は私はそのままがよいと考えています。そして、ここに申請をなされる企業と、それからこれを使用される消費者との間の「一部」という言葉に対する理解にそごが起らないように、消費者庁はしっかりとしていただく。これがこの「一部」の運用に対する非常に重要なことであろうと考えます。

○寺本座長 この部分というのは、これから事後チェックの問題もありますし、そういったところでも少し議論されていくべきことだと思いますけれども、実際にそれがどの程度意味を持っているのかというあたりも、やはりチェックしていく必要がある。消費者の教育ということを考えていくときにも、やはりそのことは一応触れておく必要があると思うのです。全てではないけれども、少なくともある一部は触れておく。

○宗像委員 (9)のその他です。この最後の行に、「別途有識者等による意見を踏まえガイドラインの作成を行うべきである」と書いてあります。質問ですので、内容についての話、この訂正の話ではございません。おおむね、いつごろから立ち上がって、どんなメンバーで、ガイドラインが出るのが大体どのくらいになりそうなのか。今はっきりしたことは言えないと思いますけれども、恐らく後ろにおられる方も皆さん関心をお持ちだと思いますので、もしも分かれば教えてください。

○赤崎食品表示企画課長 有識者等についてどういう方々がメンバーになるのかですけれども、これは制度の企画及び運営をしていく上で、専門的な知見を有する方々と考えております。具体的な人選についてはまだ行っておりませんので、こういう形で方向性がまとまるということであれば、その後また関係の方々にも必要に応じて御相談しながら、この人選を進めていきたいと思っております。

また、ガイドラインの検討、策定のスケジュールですが、これも今日のこの御議論の中で方向性が固まれば、その後、できるだけ速やかに、関係の有識者の御意見もいただきながら作業を進めて、速やかに施行したいと考えております。ただ、この報告書の中でも、いろいろな国の体制整備などがございます。そういう点も十分に踏まえながら進めていきたいと考えております。

○宗像委員 お役所的な回答をありがとうございました。

○寺本座長 ガイドラインと書いてあるので、やはり皆さん、そのガイドラインに沿って考えていくということがあると思うのです。これが実際に報告書として出ても、ガイドラインがないと、なかなか皆さんも動けないので、速やかにというのを、できるだけ速やかに。そして、恐らくめどとしてというのは、どうなのですか。今年度中にはという意味ですか。

○赤崎食品表示企画課長 正に有識者等による御意見を踏まえながらということですので、

確定的なことはなかなか申し上げられませんけれども、今年度末か来年度末を一つの目安、節目として、作業検討を進めていきたいと思っております。

○寺本座長 ちょっと幅広な。なるべく今年度中にされることを期待しておりますので、よろしくをお願いします。

迫委員、どうぞ。

○迫委員 今の関連ですが、前回か前々回だったと思うのですが、ガイドラインができた後、それで取り組めるかどうかモデル事業等を実施して検証するという議論をいたしました。それから、これだけのものを新たに進めるとなると、それだけ業務量が増える。それに対する人員の問題。これを確保しないと届出をしてもそれが受理されないという状況が延々続くということになりかねませんので、体制整備というものがこのガイドラインと関連して非常に重要な要件になっているということで、余り急ぐということはいいことではないと思っております。

○寺本座長 ガイドラインというのは、体制のこととかそういった問題もあるのですが、やはりこの中で議論されてきて、考え方というものが幾つか出てきていて、その考え方にはこの中に盛り込めないこともありますので、そういったことはある程度出していいのではないかと思います。その辺のところと、それから体制整備ができた後で考えるべきことを、もう少し分けて考えたほうがいいのではないかと思います。

○河野委員 今のお考えはよく分かりました。（9）の今後の検討にも関わるところだと思っておりますが、一点、確認をしたい部分がございます。

7ページの29行目、30行目です。ここを読ませていただきますと、「『エキス』は、単一の植物を基原としたものを対象とし、菌を基原としたエキスは対象外とする」。つまり、エキスの基原としては植物または菌ということをご明瞭に示されていますが、例えば動物を基原というようなことも考えられるのではないかと素人は思うのですが、そのあたりの判断をどう考えればいいのかということをご教示いただければと思います。

○寺本座長 動物基原に関しては、基本的にはここには含めないという話があったかと思っております。その辺が恐らくガイドラインでまた記載されていくのではないかと思いますので、今のようなことを言っているわけです。余りそこが延び延びになっていくと、恐らくいろいろな方々が困るのかなという気がしています。この中の議論でそうなってきたのではないかと思います。

○河野委員 分かりました。

○合田委員 また細かいことですが、10ページの27行目で、「最終製品における指標成分の分析方法の妥当性の検証」と書かれています。そのとおりなのですが、これも是非理解しておいていただきたいことがあります。分析方法の妥当性の検証の前に、定量するのであれば定量の標準物質とされるもの自身が本当にどれだけ純度があるかということをご、まず明らかにしておく。こういうものは、それに従ってやるというのが原則ですからね。多くの食品分析はそれがなされていないのです。そういうことについて意識されてい

る方が多くないので。要するに、試薬を買ってきて、ぼんとそれを定量用の標準物質にされると、試薬の純度は低いので、そこで定量結果について非常にトラブルが起きます。ですから、試薬の純度そのものをまず決めて、それはクロマトグラフィーの純度ではないのです。絶対的な純度をきちんと出してやらないといけない。要するに、乾燥減量もあるし、その他の無機物も試薬に入っていますからね。ですから、そういうものも減じた標準物質の絶対純度を出してから、対象物の定量をするというのが基本です。ですから、ここで言っている「妥当性の検証」は、ここまで含めたものを意味していると、私は理解してこれでいいと思っているのです。それが、前のほうにも同じようなことが出ていて、妥当性の検証を行うという文章が前にもありましたけれども、分析法の検証というのはそこまで含めてやるということですからね。

○寺本座長 恐らくこの辺も、ガイドラインとかその辺では明確に書いたほうがよろしいということですね。

○合田委員 はい。結局、今のガイドラインもそこまで踏み込んで書かれていないので、そのような部分が検証されないまま試験法を作って出されていて、そのことが一つの原因で量が下回るという例があり得るわけです。ですから、そういうことはないようにすべきだと思いますので、ここで強く言っている次第です。

○寺本座長 よろしゅうございますか。ガイドラインでかなりいろいろなことが規定されていくと思いますけれども、基本的な考え方がこの報告書の中に記載されているということで。

機能性関与成分が明確でない食品の取扱いについて、大体このように整理されておりますけれども、よろしゅうございますか。

それでは、この辺は今までの議論の中で大体御確認いただいたこととさせていただきます。

それでは、これも大分議論になりましたけれども、「国の関与」及び「おわりに」というところで御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○関口委員 ここは随分御議論いただいたところで、11ページの34～35行目、消費者庁のみならず事業者もということで、産業協議会としても、例えば機能性関与成分の事後の確認等についてもこれから議論進め、その分析結果を、例えば私どもの会員である日本健康・栄養食品協会でもまとめて提示できるようにする等を検討していきたいと思います。

○寺本座長 この辺も、是非とも国のほうは消費者とも連携しながらやっていただくということも重要で、お互いがお互いに見ていくということも必要だと思いますので、そういう体制もできれば作っていただきたい。先ほど迫委員がおっしゃったように、体制作りはこれから非常に重要になると思うので、その辺のところはかなり大きな努力をしなければいけないと思いますけれども、それを是非とも検討していただきたいと思います。

○合田委員 12ページの7～9行目で、いわゆる安全性情報の届出の話が出ています。安全性情報の届出の部分で、要するに、トラブルが起こるときというのは、最初は余り大き

くないトラブルがあって、それがたくさんたまって大きなトラブルが起きるので、ここはこのように書いてありますけれども、要するに「重篤な」とかと言ったときに、たしか30日でしたか、すごく大きな問題にならないと届出がされない場合もありますけれども、そこがここに対応してしまっていて、もう少し早めにデータが消費者庁に上がるとか、何かそういうシステムを考えていただくことが大事だと思うのです。梅垣さんがよく御存じだと思いますけれども。

せっかくここに、こういう具合に書かれていて、この標準化ということがありますけれども、その標準化の中に、安全性情報について届け出る最低限のラインというものを、せっかく機能性表示食品になっているのですからね。私は、機能性表示食品で一番いいところは、そういう届出のシステムが過去のほかの健康食品としてやって確立されていることだと思うので。そこの情報提供が、もう少しシリアスでないレベルでも国に上がるようなシステムに是非しておいていただければと思います。どこで検討するかわからないですが、そういう意味合いでここが書かれているのであれば非常にいいなと思って発言をしたまです。

○宗像委員 私もそこは非常に重要な点だと思って考えております。特に私どもは医薬品を扱っています。医薬品のところでは、メーカーの人たちが隠してしまう、あるいは個別で対応してしまうというようなことが、ないとは言えないと思うのです。消費者の人たちがメーカーにクレームを入れる、メーカーの相談室に入れる。それは明らかに成分的な問題があったのしても、そこの話合いで済むというようなこともあろうかと思えます。届出をするということも義務付けてはあるのですが、そこで100%上がるのかどうかというのも分かりません。

もう一つは、国民生活センターなり、あるいは保健所なりという形で。しかし、一般の人たちが保健所に持ち込んだり国民生活センターに持ち込むというのはかなり覚悟をした上での話で、やはり一番先に持ってくるのは、全員ではありませんけれども、多くの場合は販売店に持ってくる。あるいは販売者のところに、おかしいんだけど、と。販売者はメーカーではありませんので、基本的にはそれをつなぐという仕事が必要になって、これは保健所だろうなど。あるいはメーカーに問合せをするという形で対応しているのが日常であります。そういう意味では、ガイドラインの中にどのように書き込まれるのかどうか分かりません。あるいは義務化されるのかどうか分かりませんが、私どもとしては合田先生が今おっしゃった部分の一部としての役割はやっていくつもりでおります。

○寺本座長 軽微なものとかそういったものがなかなか上がってこないという問題があるわけですが、軽微なものでも幾つか重なってくることで明確になってくるということがあ。それはやはり国民の健康を守る上でも出していくことが必要だと思います。それをきちんと出していく制度、あるいはそういうラインをつくるというのは非常に難しいだろうと思いますが、事業者なり販売者なりがその辺のことをきちんとやってくだされれば、ある程度そういう体制もできてくるかなと思いますので、その辺もよろしく願いいたします。

○梅垣座長代理 今のところに関連するのですが、私のところで前に提案しました有害事象の収集方法と評価方法は一応標準化し、いろいろな方が評価して、妥当な評価ができるものを作っています。それを是非利用していただきたいと思います。

健康食品の被害の報告というのは多くは事業者に行くのです。買った人は大体事業者に問い合わせます。事業者の方も、消費者の方とトラブルになるのを避けるために、被害の状況を余り深く聞かれないのですね。そういう意味では我々が作った聞き取りと評価表で、これは国から言われて聞かなければいけないと伝えられると、聞きやすくなるという面もあります。評価法は事業者の方にも協力していただいて、使えるという評価になっています。是非使っていただきたい。そして、早く有害事象が把握できるようにしていただければと思います。

○河野委員 国の責任と企業の責任、それから消費者教育について、思ったこととお願いを伝えたいと思います。終わりのところに書いてありますけれども、この制度は企業の責任において届け出る制度であり、届け出された商品や企業姿勢などに対する消費者の信頼があって初めて成り立つ制度だということは本当にそのとおりだと思っております。

平成27年度に実施した消費者庁の検証事業の買上調査の結果、研究レビュー上問題のある製品が少なからずあるということ、そういったことから解決すべき課題の存在というのが今、明らかになっています。また、今回の追加成分の検討会の議論においても、企業の皆さんがガイドラインを先読みして、書いていないことを解釈によって、届け出している商品が実はあるということなど、早急に現行のガイドラインの見直しを含めて対応が必要であることが明らかになったと思います。ガイドラインの決め方については先ほどの意見のやりとりにもあるとおり、丁寧にやっていただくということはもちろんですが、是非、この機会にしっかりと検討していただければと思います。

許可制であれば取消しもできますけれども、届出制度なので、その制度を生かすも殺すも関係する、基本的には事業者の皆さんの姿勢にかかっていると思っています。この報告書の最後、「おわりに」のところに書かれているとおり、品質管理、事後的な機能性及び安全性に関する科学的根拠の確認など、事業者自らが倫理観を持ってという、この言葉は非常に重い言葉として受けとめておりますが、倫理観を持って真摯に努力してほしいということをお願いしたいと思います。

もう一つ、事業者の皆さんにお願いしたいことは、容器包装において適正な表示を行うことは当然ですが、やはり広告、宣伝においても企業倫理が問われると思っています。先日、BS放送のテレビ番組で、サプリメント形状の機能性表示食品の宣伝を30分近くやっていたのをたまたま目にしたので見続けておりました。「消費者庁」「機能性表示食品」という固有名詞を何度も何度も繰り返し連呼し、某食通のタレントを使って、おなかの脂肪が減るんですというような形で効果を繰り返し明言し、あげくに今から30分以内に注文すると1カ月分を無料でお届けしますという宣伝でした。機能性表示食品のテレビCMです。こういったCMなど宣伝広告においても、やはり企業姿勢というものが大きく問われると思

いますので、そのあたりの配慮も是非しっかりとお願いしたいと思っています。

それからもう一点、消費者教育についてです。消費者も自らの食生活の状況に応じて適切な食品の選択ができるように、食品の容器包装の表示内容、それから消費者庁のウェブサイトで公表されている届出資料、また、広告などは適切に理解し、そういった情報を活用して、私たちのふだんの暮らしにしっかりと役立てることが望ましいと言われています。ただ、情報を公開するから消費者はそれを読み取り、そこから購入するかどうか合理的に判断すべきだということで、その考え方は正にそのとおりだと思っておりますが、機能性表示食品といいますか、現在500件近く届出がされている、こうした化学物質の機能性と安全性に関わる情報を消費者が判断するというのは、そもそも一般情報であっても非常にハードルが高いです。このことだけは改めてお伝えしたいと思っています。制度全体の検討において、様々、ここにいらっしゃる専門家の先生方の御知見を伺っても、私自身は本当に十分に理解できたのだろうか、今に至っても、まだまだ自分なりに消化し切れていない部分があるのではないかと感じています。消費者のリテラシーを高める手段、手法についても、今までどおりのやり方ではなく、それなりの手法といいますか知恵が必要となると考えています。

11月14日に厚労省が発表した国民健康・栄養調査によると、20代から30代の若い女性においては栄養不足と運動習慣がないことによる健康リスクが大きく、食生活の見直しが必要であるという報道を目にしました。今回の表示制度の検討は、当然、相応の意義があることだと思っております。ただ、3年後に施行が迫った栄養成分の義務表示等への理解促進等、そういったこともしっかりと射程に置きつつ、健康であることの意味を行政も事業者の皆さんも、そして私たち消費者も、もう一度しっかりと考える機会になればいいなと感じております。本当にこの検討を次にきちんと生かしていければと感じている次第です。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

非常に重要なポイントで、制度自体は非常にいいと思うのですが、それを生かすも殺すもおっしゃいましたけれども、私は事業者もそうですし、これを執行していく行政もそうだと思いますし、消費者もやはりリテラシーをある程度高めることが必要なもので、それぞれ三位一体で発展させていくものだし、やはりそれを何らかの形で崩してしまうようなことがもしもあるとすれば、それによって全体が崩れますので、そこは非常に問題だろうと思います。

○赤松委員 今の御意見を聞いていて思ったのですが、11ページ以降の中で、事業者の責務というような形の項目立てができないのでしょうか。この報告書が出てくるときに、17行目の5番のタイトルが「国の関与」となるとは思っていませんでした。ここは「事後体制の整備」というような言葉になり、その中に、国のすること、事業者がすることという形にまとまると思っていました。文中には事業者団体の努力や企業の責任といった言葉があるのですが、このままだとこれらの言葉が埋もれてしまいます。今、お話を聞いていると、やはり届出制であるので、両方ともが協力し合ってやっついていかないと、この制度は成

り立たないと感じました。もう少し目立つように、項目立てしたほうがいいのではないのでしょうか。

○寺本座長 今、赤松委員がおっしゃっているのは、この「国の関与」ということとは別に事業者の、何と言いますか。

○赤松委員 この中にあっていいと思うのですが、5番のタイトルが国だけになっているのを、両方が協力し合ってやらなければいけない事後体制の整備というようなタイトルにし、その中に、事業者の方たちも責任を持って行うという形にまとめるということです。今の文章にも、ところどころにそのような言葉が入っています。これらを集めて(2)にするというまとめ方もあるのではないかと思った次第です。

○寺本座長 消費者庁における体制が(1)で、その後に事業者としての、ということですか。

○赤松委員 はい。

○合田委員 (3)と(4)との間に、例えば今出ていたようなことを。これは「国の関与」というタイトルなので、関与しながら事業者が何かするということもあり得るので、そこに例えば「事業者の責務」というようなものを入れる手もあるかもしれませんね。そうでなかったら、国が何をするかというのと事業者が何をするかというのが、この5番に続けて、さらに、「おわりに」の前に一つ事業者の話を入れるか。どちらかかなと思いました。

○寺本座長 国と事業者との関係というような感じで最後に入れるということですかね。

○合田委員 はい。

○赤松委員 いずれにしても、目次のタイトルに事業者の言葉が挙がってきてもいいのではないかという意見です。

○寺本座長 埋もれてしまうということですね。今、お話がありましたように、国、消費者庁並びに消費者自身の問題、それから事業者の問題という、この3本ということになるのだらうと思います。

○宗像委員 確かにこの5番を見ると、事業者のことが書かれていないという形で不満に感じられるだらうと思います。ですから、そこは、先ほどお話が出ましたように、3番と4番のところに、国との関与の部分、あるいは国民との関与の部分についての文章を入れるというのは私も賛成でありますけれども、しかし、これ以上、この前の部分については全て事業者について書かれていることですから、事業者がやらなければいけない義務はわんさかとあるわけですよ。ですから、それが何もなくて全部国がやれ、消費者がやれと、それはいいのではないかいというように今ちょっと聞こえたので、事業者がやらなければいけないことは、これからきめ細かく、有識者の先生方によって決定される。それがガイドラインになる。これはかなり厳しいものがある。そういうことも想定されて、国との関与の部分、あるいは消費者の誤認を招かないような表現方法であるとか、あるいは中の成分として悪いものが入らないよう、品質をどうやって保つか、安全性をどうやって保つか、

これは事細かくこの前の文章に入っているように、それが細かく決められますので、事業者が何をやらないわけでもなくて、これはかなり大変だろうと、先ほど先生方もおっしゃいましたけれども、そこだけは頭に置いていただいて、その文章を考えてください。

○寺本座長 もちろんそうだと思うのですが、今おっしゃっているのは項目立てとしてそういうものが目に見えたほうがよろしいということですよ。

○赤松委員 はい。

○宗像委員 それは賛成です。

○迫委員 今の事業者の関与の部分ですけれども、そこにはやはり事業者団体の役割も記載すべきだと思います。この場面では、先ほど宗像委員がおっしゃったように、事業者はやるということがいっぱいあるのですが、事業者団体が国と連携して何をするのか。そこがやはり文章の中に埋もれている感じはしますので、ぜひそこは、大見出しではなくて小見出しのレベルでいいのですが頭出しをした方がいいのではないかと、そう思いました。

それからもう2点。1点は、13ページの18行目。先ほど河野委員からもありましたけれども、「届出者等自らが倫理観を持って」という、この言葉は非常に重要な言葉だと思っております。ここで言う届出者等には製造事業者であったり分析を行った事業者であったり販売者であったり広告者であったりと、そういうものを全て網羅して届出者等という言葉で一括したと考えていいのかどうかというところです。

「自らが倫理観を持って」という、これが性善説をベースにつくられた機能性表示食品制度の根底をなすものだと思いますので、全てのまとめからこの言葉を消すことのないように押さえておいていただきたいと思います。

それからもう1点、12ページの(4)のその他です。「その他」という見出しで本当にいいのかと、ちょっと気にしているところです。これは現行制度への派生を網羅していただいているところでありまして、ガイドラインにこの部分はきちんと盛り込んでいかなければいけない内容だと思われまして、「その他」というところで一括してしまっているのかどうかというところはちょっと御検討いただければと思います。

○寺本座長 「その他」というようにまとめてしまわないで、ということですね。タイトルづけをするということですね。

○迫委員 そうです。タイトルを「現行制度への派生」とか、「現行制度に関連して」とか、何かそういう形で。全体としては結構重要なものだと思います。

○寺本座長 今回議論してつくづく思ったのは、いろいろな問題点がやはり現行制度の中にあるので、今回、議論されたことが、今、現行で行われているものにも遡及されるということですね。そういったことがやはりメッセージとして伝わるような形にしたほうがいいだろうということですね。項目としてそういうものをきちんと立てるといことと、先ほどおっしゃっていた、国と事業者、もしくは事業者団体との関連ということも、項目を立てることは可能ですし、中身も大体こんなことというのも、今までに読み込んでいることで大体書けるのではないかと思います。この辺について、事務局、いかがでしょうか。

そういう形で盛り込んでいただくということによろしければ、私と事務局とで御相談した上で内容を確認するという形でいかがでしょうか。もしも御一任いただけるようでしたら。

○合田委員 座長にお任せします。

○寺本座長 それから先ほど、迫委員から言われていた、この「おわりに」のところの18行目。届出者等というのは、先ほど言っていた、さまざまな事業者にも関わると。私も先ほど河野委員のお話を聞いていて、やはり広告はかなりすごいものがあるので、広告の仕方というのはやはり何らかの形で考えていかないと危ないかなという気はしています。

そういったことに関しても、やはり何かそういうことを。これに限らないと思うのです。トクホであっても何でもそうなのですが、やはり幾つか健康食品の中にはいろいろな問題があるので、その辺はもう一回検討してもらった方がいいのではないかと私は思っております。

○合田委員 その「届出者等が自ら倫理観を持って」というのは本当にいいことだと思います。実際にいろいろなものを見ていますと、届出者の子会社が分析をしても登録検査機関だからいいよというのは、やはり李下に冠を正さずで、余り良くないのではないかと思いながら見るわけですよ。そういうところが一つ一つ、やはりこういう制度の信頼感をつくっていくことだと思いますので、ぜひ、この言葉の重みを皆さんに考えていただければと思います。

○寺本座長 ここにも「倫理観を持って」ということで、何か精神というかそういったものがかなり含まれたものになると思いますけれどもね。

それから先ほどからのお話の中で、消費者のリテラシーを上げるということ。言葉としてはそれで非常にいいのですけれども、実際の実効の上がる方法がやはり必要かなと思っていて、これもやはりもう少し研究が必要だろうと。パンフレットを作って出せばいいというようなものではないし、もちろんそんなことを考えているわけではないと思いますけれども、そういうわけではなくて、やはり実効性のある方法を何か考えていく必要があるだろうと。我々もいろいろなことをやっていて、つくづく思うのですが、実際にいろいろなことを言っていて、ただ、それが実際には履行されていないというケースが幾らでもあるので、そういうところも考えていく必要があるのかなと思っています。

○梅垣座長代理 今のことに関連するのですが、私のところもいろいろな情報提供をしていますけれども、やはり公的機関はお金がそんなにあるわけではないので、なかなか難しいです。先ほどの、事業者はどうするのだというところで、いろいろ書いてあると言うのですけれども、例えば健康被害情報の収集・評価というのも事業者の協力が要るし、消費者教育についても恐らく事業者と一緒にいっていただければかなり広報もできると思います。事業者の役割というところで健康被害情報の収集や消費者教育などはともにやっていかなければいけないということを書いていただければ、それなりの方向性が出てくるのではないかと思います。

○合田委員 事業者団体という形でやるほうがいいかもしれませんね。

○山本（前田）委員 今の件に関係するのですが、やはり事業者団体とのそういったことも必要でしょうけれども、幼児教育ですね。アメリカのように早いうちから栄養教育を行って、こういう食品もあるよとか、バランスを考えなさいよということをしていかないと、やはり厳しいと思うのです。ですから、文科省など関係省庁とも連携をしながら考えていくということが重要ではないかと思えます。農水省の中にも食育対策というものがありますので、何かそういうところとの連携も少しお考えいただきたいと思えます。

○寺本座長 やはり学校教育というか、その辺のところも非常に重要な問題で、子供のときからそういうことを。食育という言葉はもともとそうだろうと思うのですが、実際にはなかなかそれがそう捉えられていないところがあるので、その辺も必要かなと。

○吉田委員 感想めいたことになると思いますが、この制度は企業の倫理観と消費者の教育という、それが2つの車輪のようなものだろうと思うのです。私は大学という教育機関に属しております、大学の教養教育でこういった食と健康絡みの授業は持っているのですが、昨年ぐらいまでは一次機能、二次機能、三次機能の話をして、一次機能が最優先ですよというような講義をして、あとは試験をすればそれなりの解答を書いてくる答案用紙が多かったのですが、実は今年採点をしますと、どうも三次機能を菓のように理解している学生が急にふえたという印象を受けまして、いささかショックを受けました。

これは恐らく本屋さんなどへ行きますと、一次機能を優先している本というのは専門書のところにしか並んでいない。それに対して、これさえ食べればいいですよとか、あるいはこれは食べてはいけないというような書物というのは平積みで非常にたくさん並んでいる。どうもそういった情報量の大きさに圧倒されてしまっているのではないかと思ひまして、個人の努力ではなかなか限界があるということなので、やはり関係省庁のほうでもいろいろと教育のことは考えていただきたいということと、先ほどもありましたが、宣伝や広告のあり方。あるいは出版に関しても少し倫理観を持って臨んでいただきたいというのが希望です。

○寺本座長 食に関してはある程度、しみつくところもあるので、できるだけ早いうちにやったほうがいい。昔、食塩が悪いというのは、それだけでも、食塩は悪いものだという感じになって、皆さん、それをすごく注意するようになったのと同じことで、こういうものがいいとか悪いとかということを、みんながある程度分かるような状態にしなければいけないと思うのですが、なかなかそれだけのうねりを持って動くというのは難しいことなので、学校教育とかそういうあたりでもう少し栄養学とかそういったものをしていただければと思っているのですが、なかなかそういう時間というものはないようですね。これもまた文科省との関係になるのかもしれませんが。

○澤木委員 先ほど河野委員からも出ましたが、広告表示のことがやはり問題になっているかなと思ひます。私は消費生活センターで相談員をやっておりますけれども、健康食品に関するトラブルや健康被害情報はとても多く寄せられています。大多数がネット通販の

広告を見てとか、あとは高齢者の方ですとテレビショッピングを見て注文したのだけでも効果がないとか体調が悪くなったとか、そういう相談が多く入っております。テレビなどを見ていると買いたくなるような広告をされているので、特に機能性表示食品は最近、テレビでも時々見かけて、結構、機能性食品と書いてある字も大きくなってはいると思うのですが、まず広告を見て試してみたい、買いたいと思われることが多いので、ぜひ、広告表示の規制はお願いしたいと思います。

○佐々木委員 最後でかなり話が広がってきましたが、6の「おわりに」の最後の2行のところについて、関連することです。本報告書に基づいて、保健機能食品制度全般の円滑な運用を視野に入れるという文言を入れていただきました。とても大切な文言であると考えております。

今回は、この機能性表示食品制度に関してのみ私たちは意見を述べ合うという場が設けられ、その役目を果たしたつもりでございます。しかしながら、その議論の間で、関連する現行制度の考え直し、修正等が必要になってきたのではないかとという感触も同時に得たのではないかと考えております。

したがって、この最後の2行を入れていただくことによって、保健機能食品制度全般をここまでの議論において、教育、広告というところまで広く含めて、今回の機能性表示食品制度にとどまらず、この全般に関する御議論の場というものを、できれば消費者庁のほうで設けていただく機会があればありがたいかと、今回の議論を通じて私は感じました。

○寺本座長 どうもありがとうございます。

ここで議論されたことはやはり、一つこれに限ることではなくて、やはりトクホの問題にもかかわってきますし、それから栄養食品に関しても関係してくるところがありますので、全般的な意味での制度をもう一回見直していくということは当然必要なことになると思いますので、それはまた、そういう機会をつくっていただければと私も思っております。よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

○合田委員 私も実はそこは非常にあるなと思いながら最後のところを読んでいたのですが、これは保健機能食品制度全般と書いてございますので、特定保健用食品のことも円滑な運用を視野に入れながらで、その後に、必要な措置と書いていますね。この必要な措置というのは、そこまで踏み込んだ措置の可能性もあるという理解を私はしながら実は読んでいたのです。我々は多分、議論の中ではそこも触らないといけないだろうというのは、委員の中でかなり出ていたと思うのです。

○佐々木委員 だから最後の文章に期待するという。

○合田委員 全く私もそのとおりの思いなので、それは言うべきかどうかと思いがらいたのですが、ぜひ、そこも念頭にやっていただければと思います。

○寺本座長 私もここはかなり踏み込んだ書きぶりであるなと思ったのですが、消費者庁

の非常に強い意気込みが感じられますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

先ほどいただいた意見を踏まえて一部修正がございますので、お許しいただければ私のほうで消費者庁と相談しながら文章を作らせていただいて、また場合によっては確認させていただくことがあるかもしれませんが、そのようなことでよろしく御了承のほどお願ひしたいと思ひます。

それでは、事務局のほうで報告書の形式を整えたものを公表していただくようにお願ひしたいと思ひます。

最後に消費者庁長官から御挨拶があると聞いております。よろしくお願ひします。

○岡村長官 岡村でございます。

寺本座長、梅垣座長代理、そしてお一人お一人の委員の皆様、この検討会において本年1月から今日の第11回まで、本当に御熱心な御議論をいただきまして、誠にありがとうございました。

ただいま座長からのお言葉にありましたとおり、事務局としても今しばらく報告書の文章について作業をいたします。そして、今後はお取りまとめいただいた報告書の内容を踏まえて、消費者庁を中心として、引き続き皆様方の御意見も様々な形でお伺いしながらガイドラインの改正作業を進めてまいります。

この制度は食品の機能について企業等の責任において届出を行うことで表示できる制度でございます。届出企業の皆様には、本制度が消費者の誤認を招くものでなく、自主的かつ合理的な商品選択に資する制度となり、消費者の方々に信頼される制度となるよう、製品の品質管理や、さらには今日のお話にもありました、広告の適正化等に今後一層の御尽力をお願ひできればと思うところでございます。

更にバランスのとれた食生活が重要であるということも含め、本制度の正しい理解が消費者に浸透するよう、消費者庁においても消費者教育、それも若年層も含めての教育でございますが、こういった工夫も充実させてまいります。

そして、最後になりましたが、先生方には改めてお礼を申し上げるとともに、これからも、様々な機会におきまして、引き続き御指導をいただけますよう、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。本当にありがとうございました。

○寺本座長 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事はこれで終了とさせていただきます。今年の1月からの長期間にわたりまして、本当に熱心な御議論、ありがとうございます。

おかげさまをもちまして、一通りの取りまとめができたのではないかと思います。感謝申し上げます。どうもありがとうございました。